

熊労基発 0806 第2号
令和8年8月6日

各 位

熊本労働局労働基準部長
(公印省略)

令和8年熊本地震による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

平素より、労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、令和8年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」により、熊本県宇城市及び氷川町で震度7を観測し、広範囲において家屋や商業施設等の倒壊が発生するなど、国民生活に甚大な被害が発生しています。

今後、道路等のインフラの復旧、がれきの処理や建築物の解体・改修工事等の災害復旧工事が本格化することが見込まれますが、災害復旧工事においては、猛暑日が続く中での熱中症災害、がれきの処理作業や建築物の解体等作業に伴う建設機械による災害等、労働災害の発生が懸念されます。こうしたことから、貴団体におかれては、今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、下記の事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策について、貴団体の会員各位に対し周知徹底を図られますようお願いします。

記

第1 災害復旧の特殊性に応じた留意事項

- (1) 本震の発災から当面の間は強い余震が想定されることから、工事に伴う作業中に余震が起こるなどの窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。また、余震による倒壊を防止するための措置について検討し、必要な対策を講じておくこと。
- (2) 倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにするとともに、建設機械を使用する作業場所においては、機械との接触防止措置等を徹底すること。また、第2の2(4)のほか、粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用等を徹底すること。
- (3) 復旧工事では、多数の建設業者による作業が輻輳して行われることが想定さ

れ、また、復旧工事に当たる建設業者も被災地域の内外から集まるため、必ずしも密接な情報共有や連携がなされないことが懸念される。こうした状況を踏まえ、隣接する現場で異なる復旧工事が行われることによる労働災害を防止する観点から、隣接する現場を担当する建設業者間で、事前に工事内容や作業計画について情報の共有を行うこと。

- (4) 被災地（特に住宅地）での復旧工事は、通常の建設現場のように部外者の立入りが制限されず、倒壊した自宅で家財道具等を探す住民やがれき撤去や清掃といった作業を行う災害ボランティア等が作業範囲内に立ち入る可能性がある。そのため、車両系建設機械等を用いた復旧工事において、住民や災害ボランティアを負傷させることのないよう、監視員の配置や現場への立入りを制限する等、必要な措置を講じること。

第2 作業内容に応じた労働災害防止対策

1 熱中症防止対策

- (1) パンフレット「職場における熱中症対策の強化」を配布するなどして、安衛則第612条の2に基づく熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための体制整備、発見した際の速やかな対応のための手順作成、これらの関係作業員への周知を指導すること。
- (2) 作業場所の WBGT 値が作業の強度等に応じた基準値をどれだけ上回っているかに応じた、日傘や日よけテント等の休憩場所の設置、休憩時間の設定、作業の短縮・中止等、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に定める熱中症予防対策を周知すること。
- (3) 労働者の相談対応等の際には、「熱中症対応カード」を使用するなどして、無理をせず、体調に変調を感じたらすぐに周りや管理者に申し出るよう丁寧に説明すること。

2 がれき処理作業及び損壊した建物等への立入り時における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

- (1) 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- (2) ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用すること。特に、安全靴は、底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用すること。
- (3) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記3によること。
- (4) 適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置を徹底すること。また、建築物のがれき処理作業や解体作業等の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底すること。

3 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

- (1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するために、安衛則第 155 条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。
- (2) 災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されることから、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第 158 条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業従事者との接触防止を徹底すること。
- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第 157 条に基づき、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

4 墜落・転落災害防止対策

木造家屋等低層住宅の屋根等の改修等工事においては、墜落防止措置がとられず、屋根の踏み抜きを含む墜落・転落災害が発生しがちであることから、木造家屋等低層住宅の屋根等の改修等工事で作業床を設けることが困難な場合には、要求性能墜落制止用器具等の取付設備を設置した上で、要求性能墜落制止用器具を確実に使用させること。この際には、リーフレット「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント」を参考にすること。

5 土砂崩壊災害防止対策

- (1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、地震の影響により地山が崩れやすくなっている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 355 条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、今回の地震以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

- (2) 上記（1）の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第 358 条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応

じ、地山の状況を監視する者を配置すること。

- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第 361 条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工の設置又は撤去等に伴う災害の防止にも留意すること。
- (5) 平成 27 年 6 月 29 日付け基安安発 0629 第 1 号の別添 1 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、日常点検、変状時の点検を確実に行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。
- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記 (1) から (5) までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。
- (7) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全確保については、上記 3 によること。

6 個人事業者等を含めた災害防止対策

- (1) 倒壊家屋の解体・撤去やがれき処理等の災害復旧工事においては、通常の作業と比較して、設計関係の書類が不足していたり、作業に必要な機械が不足していたりするなど、作業環境や危険・有害要因が大きく異なることから、保護帽、安全靴、保護手袋、呼吸用保護具等の適切な使用が重要であるため、労働者にその使用を徹底させるとともに、個人事業者等に作業の一部を請け負わせる場合は、当該請負人に対しても保護具を着用する必要がある旨を周知すること。
- (2) 元方事業者においては、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者と個人事業者等の作業が同一の場所で行われる場合には、以下の点に留意の上、混在作業による災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずること。また、上記 (1) の措置を関係請負人が行っていない場合は、必要な指示を行うこと。
 - ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他、個人事業者等が業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

(添付) 関連リーフレット

- ・資料1 パンフレット「職場における熱中症対策の強化」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

- ・資料2 「熱中症対応カード」

https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/assets/pdf/necchusho_card_katamen.pdf

- ・資料3 災害からの復旧工事の安全な施工について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000647898.pdf>

- ・資料4 がれきの処理作業を行う際の注意事項～がれき処理作業を行う皆様へ～

<https://www.mhlw.go.jp/content/001731037.pdf>

- ・資料5 がれきの処理作業を行う際の注意事項～事業者の皆様へ～

<https://www.mhlw.go.jp/content/001731036.pdf>

- ・資料6 リーフレット「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント」

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/140805-1.pdf>

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり

(1)
発見の遅れ

重篤化した
状態で発見
78件

(2)
異常時の
対応の不備

医療機関に
搬送しない等
41件

職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	暑熱環境で作業する場合のWBGT基準値の目安(℃)	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、
直射日光並びに周囲の壁面及び地面
からの熱り返しを減らすことができる簡易
な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備え
た休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場
所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の
未摂取等が熱中症の発症に影響を与える
おそれがあることに留意の上、日常の健康
管理について指導を行うとともに、必要に
応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体状況の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化
(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく
影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取
及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性
及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、
労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者
に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例



今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

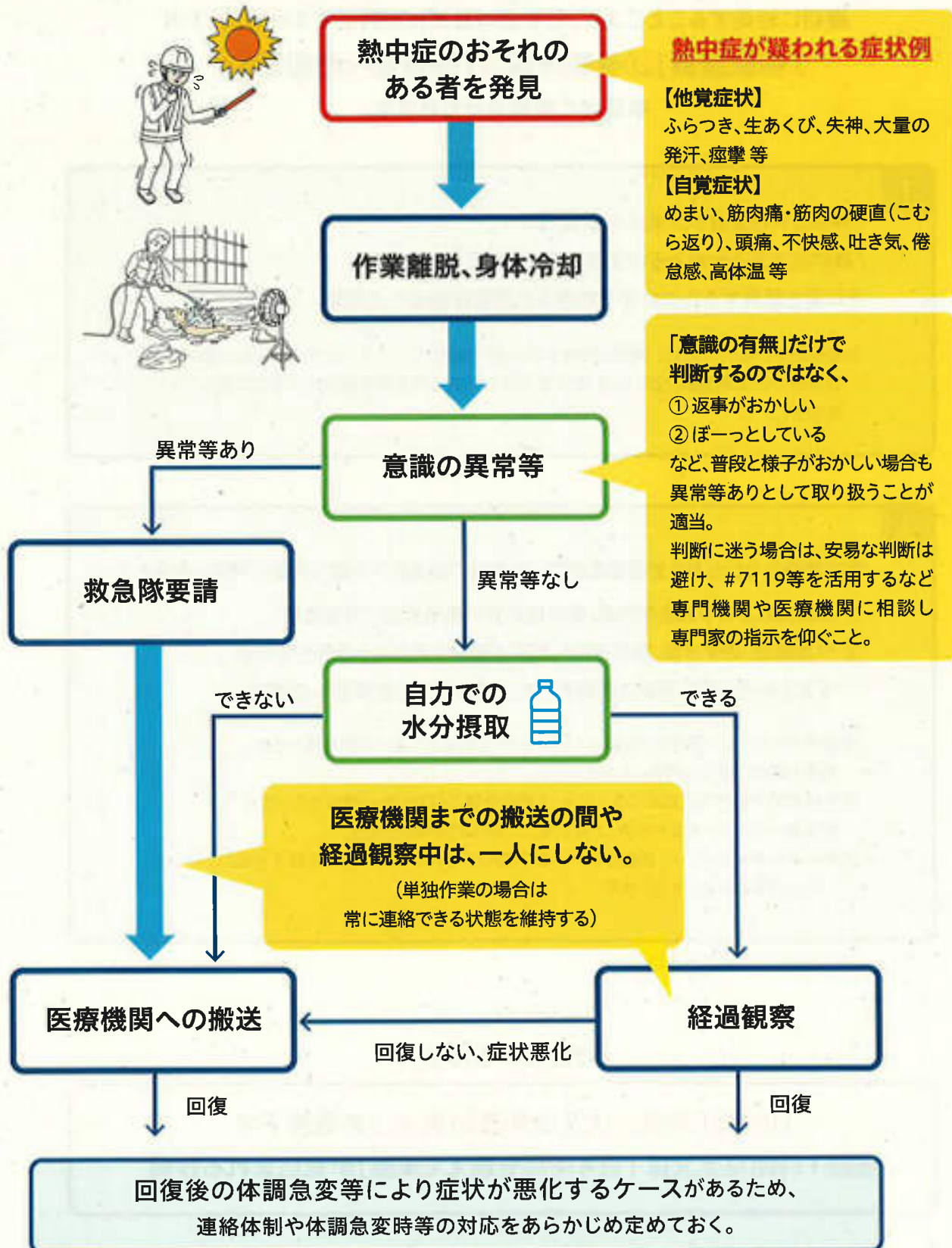
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は〇℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

次の症状が現れたら

熱中症対応カード

熱中症の初期症状を疑い即対応!

症状が出たら



手足がつる、こむら返りetc

立ちくらみ・めまい 頭痛・吐き気 大量発汗(又は汗が出ない)

すぐに作業を離脱 身体冷却・水分補給 緊急連絡先等へ連絡

緊急
連絡先

氏名

連絡先

●単独作業など緊急連絡先がない場合は、**#7119**に連絡を!

次の症状が現れたら

熱中症対応カード

熱中症の初期症状を疑い即対応!

症状が出たら



手足がつる、こむら返りetc

立ちくらみ・めまい 頭痛・吐き気 大量発汗(又は汗が出ない)

すぐに作業を離脱 身体冷却・水分補給 緊急連絡先等へ連絡

緊急
連絡先

氏名

連絡先

●単独作業など緊急連絡先がない場合は、**#7119**に連絡を!

次の症状が現れたら

熱中症対応カード

熱中症の初期症状を疑い即対応!

症状が出たら



手足がつる、こむら返りetc

立ちくらみ・めまい 頭痛・吐き気 大量発汗(又は汗が出ない)

すぐに作業を離脱 身体冷却・水分補給 緊急連絡先等へ連絡

緊急
連絡先

氏名

連絡先

●単独作業など緊急連絡先がない場合は、**#7119**に連絡を!

次の症状が現れたら

熱中症対応カード

熱中症の初期症状を疑い即対応!

症状が出たら



手足がつる、こむら返りetc

立ちくらみ・めまい 頭痛・吐き気 大量発汗(又は汗が出ない)

すぐに作業を離脱 身体冷却・水分補給 緊急連絡先等へ連絡

緊急
連絡先

氏名

連絡先

●単独作業など緊急連絡先がない場合は、**#7119**に連絡を!

次の症状が現れたら

熱中症対応カード

熱中症の初期症状を疑い即対応!

症状が出たら



手足がつる、こむら返りetc

立ちくらみ・めまい 頭痛・吐き気 大量発汗(又は汗が出ない)

すぐに作業を離脱 身体冷却・水分補給 緊急連絡先等へ連絡

緊急
連絡先

氏名

連絡先

●単独作業など緊急連絡先がない場合は、**#7119**に連絡を!

次の状態の場合、**熱中症**の発症に
影響を与えるおそれがあります。

厚生労働省

睡眠不足

食欲低下

下痢

感冒(風邪)

朝食の未摂取

前日等の飲酒

熱中症防止のための
知識を学習しましょう!

予防
自分でできる
7つのこと



クイズ付き
学習動画
理解度チェック

更に詳しく
専門講師の
解説動画



次の状態の場合、**熱中症**の発症に
影響を与えるおそれがあります。

厚生労働省

睡眠不足

食欲低下

下痢

感冒(風邪)

朝食の未摂取

前日等の飲酒

熱中症防止のための
知識を学習しましょう!

予防
自分でできる
7つのこと



クイズ付き
学習動画
理解度チェック

更に詳しく
専門講師の
解説動画



次の状態の場合、**熱中症**の発症に
影響を与えるおそれがあります。

厚生労働省

睡眠不足

食欲低下

下痢

感冒(風邪)

朝食の未摂取

前日等の飲酒

熱中症防止のための
知識を学習しましょう!

予防
自分でできる
7つのこと



クイズ付き
学習動画
理解度チェック

更に詳しく
専門講師の
解説動画



次の状態の場合、**熱中症**の発症に
影響を与えるおそれがあります。

厚生労働省

睡眠不足

食欲低下

下痢

感冒(風邪)

朝食の未摂取

前日等の飲酒

熱中症防止のための
知識を学習しましょう!

予防
自分でできる
7つのこと



クイズ付き
学習動画
理解度チェック

更に詳しく
専門講師の
解説動画



次の状態の場合、**熱中症**の発症に
影響を与えるおそれがあります。

厚生労働省

睡眠不足

食欲低下

下痢

感冒(風邪)

朝食の未摂取

前日等の飲酒

熱中症防止のための
知識を学習しましょう!

予防
自分でできる
7つのこと



クイズ付き
学習動画
理解度チェック

更に詳しく
専門講師の
解説動画



災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。



○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

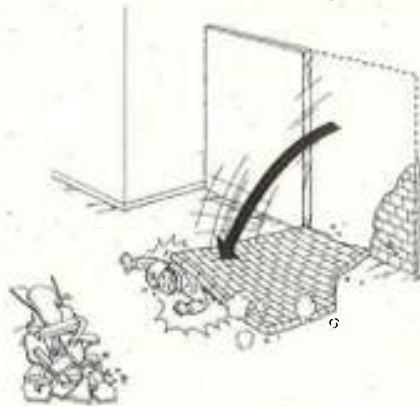
○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

(2019.10)



がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ がれき処理作業を行う皆様 へ ～

地震等により被災した建物などのがれきの処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

本リーフレットは、**がれき**の撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、**がれき**の処理における留意事項をまとめたものです。

作業の実施にあたっては、作業責任者の指示によく従って行動するとともに、本リーフレットを参考に安全に十分注意して作業を行ってください。

1 作業を行うための服装

- 長袖の作業着など肌の見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェック（3頁目参照）を必ず行いましょう。



2 作業を始めるまでの準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。
- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合って、十分注意して作業を実施しましょう。
- がれき**を運搬するための経路を確保しましょう。



3 作業中に注意すべき事項

がれきの処理の際

- 安定の悪い**がれき**の上など高い所で作業しないようにしましょう。
- 倒れそうな建物には近づかないようにしましょう。
- ※被災した建物は、丈夫そうに見えてもダメージを受けています。
- 重いものを無理に一人で運ぶのはやめましょう。
- 倒れた柱などの長尺の**がれき**を運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
- 薬品（液体）の容器や、液漏れした機械を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
- 古いトランス、コンデンサー等でP C Bが含まれているものが工場に保管されていることがあります。特別な管理が必要なものですので不用意に触らないようにしましょう。
- 石綿が含まれているおそれのある建材については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに片付けましょう。
- 作業中の重機（ブルドーザー、パワーショベル等）に近づかないようにしましょう。

荷積みの際

- トラックなどへ**がれき**を積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
- トラックの荷台の上の**がれき**には乗らないようにしましょう。

その他の留意事項

- 作業中であっても、大雨の降雨に係る警報が発表された場合などには、すみやかに作業を中止して、安全な場所に避難しましょう。
- 夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとりましょう。
- ※体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに作業責任者にその旨を伝えましょう。
- 粉じんが舞うような場所で飲食や喫煙をしないようにしましょう。
- 汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があります。立ち入らないようにしましょう。
- 破傷風の危険があるので、傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をしましょう。
- 火災等により**がれき**が燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中の**がれき**に近づかないようにしましょう。燃焼後のがれきを片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。

正しくマスクを装着しましょう



がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。事業者の指示に従い、適切なマスクの着用をお願いいたします。



使い捨て式防じんマスク



取替え式防じんマスク



電動ファン付き呼吸用保護具

※国家検定合格品を使用してください。

マスクの装着 「悪い例」



鼻部に大きなすき間



しめひもが片側外れている



マスクが上下さかさま



吸気弁やフィルターが
付いていない

しっかりと顔に密着させましょう

マスクの変形・破損がないことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。

しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう

もし、漏れ込みが感じられた場合は…

- ①マスクの位置を調節する
- ②しめひもの長さを調節する
- ③排気弁など各部の接続状態を確認する

(社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具協会編

必ずフィットチェックをしましょう。

次の(A)、(B)の2つの方法があります



(A) 手を用いた方法

吸気口を手でふさぐときは、押しつけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す



(B) フィットチェッカーを用いた方法

吸気口にフィットチェッカーを取り付けて息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、2～3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す

4 機械を使用する場合に注意すべき事項

●クレーン、ブルドーザー、パワーショベルなどの運転には資格が必要です。無資格の方が運転して作業を行ってはいけません。

●ショベルカーなどのバケットの爪に荷を掛けてつり上げること（用途外使用）は原則禁止されています。



●作業内容に適切な機械を使用するようにしましょう。

5 労働災害の事例

●がれきを素手で扱って、手を切った。

●がれきから出ていた釘を踏み抜いた。

●崩れてきたがれきの下敷きになった。

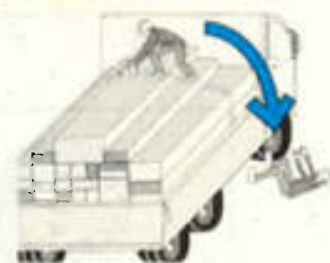
●錆びた釘で傷を負い、破傷風にかかった。

●重量物を一人で運び、腰を痛めた。

●トラックの荷台に積んだがれきをロープで固定中、バランスを崩して墜落した。

●作業中に、後退してきたトラックに衝突された。

●作業中、パワーショベルのアームに激突された。



(2019.10)

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ 事業者の皆様へ ～

地震等により被災した建物などのがれきの処理を行う際には、釘等による踏み抜きや物の落下など、多くの危険が伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業を労働者等に行わせるにあたっては、次の点に注意して下さい。

1 作業の準備にあたって注意すべき事項

(1) 作業者への教育

作業に不慣れな方も多いことから、雇入れ時などに①使用する機械、工具などの取扱方法、②作業体制、作業手順、合図などについて、教育を行うこと。また、現場では、腕章をつけるなど誰が作業責任者か分かるようにすること。

(2) 服装

長袖の作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど作業にあたり適切な装備をさせること。

(3) 作業計画

周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人員の配置、使用する機械及びその使用箇所、がれきの運搬・搬出方法等を定めた作業計画を立てること。

(4) 作業間の連絡調整

複数の作業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

(5) 危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物等には立入禁止措置を行うこと。

2 作業の実施にあたって注意すべき事項

機械を使用させるときには…

(1) 資格者の確認

車両系建設機械、クレーン等を使用させる際は、資格の有無を確認すること。

(2) 機械等の点検

機械や工具については、担当者を決め、点検・整備等を適切に実施させること。

(3) 機械の転倒防止

地盤が緩んでいる等不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等により車両系建設機械、クレーン等の転倒防止を図ること。

作業場所では…

防じんマスクやゴーグルを着用させること。

また、防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。

がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。

(1) 呼吸用保護具の着用

粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具（防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具）を使用させること。

注）国家検定品を用いること。

なお、屋外におけるがれき処理作業は使い捨て防じんマスクで作業可能ですが、石綿の切断等作業の場合は取替え式防じんマスク、吹付け石綿の除去作業には電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要があります。

(2) 作業場所の湿潤化

粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物等への散水や、薬液の使用により、湿潤な状態とすること。

(3) 関係者以外の立ち入り禁止

関係者以外の者が粉じんにはばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立ち入らせないこと。

(2019.10)

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署